

ご あ い さ つ



宇美町長 木原 忠

本町では、「人が輝き！ 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり」をまちづくりの基本理念と定め、平成27年度より8年間の「第6次宇美町総合計画」をスタートさせます。

その中で、読書活動の推進につきましては、基本目標の一つである「次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち」に位置づけ取組を進めます。とりわけ子ども読書活動は、「第2次宇美町子ども読書活動推進計画」を策定し、町立図書館を核としながら家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・行政各課などが連携して子どもの読書活動を推進するとしています。

思い返しますと、町立図書館の新規開館・運営や文部科学省指定の「子ども読書の街」推進事業などの成果をもとに、平成22年2月に策定した「第1次宇美町子ども読書活動推進計画」からはや5年が経過します。この間、多くの方々に子ども読書活動の重要性が認知され、取組を推進する態勢も整備されつつあります。従いまして、本「第2次宇美町子ども読書活動推進計画」は、第1次推進計画の方針を受け継ぎ、さらに発展させる形で策定いたしました。

いま、子どもの読書を取り巻く環境は大きく変化しています。少子化に歯止めがかからず人口減少社会に突入する、急激なデジタル化の進展にとらわれない多様な表現手段が現れる、などがその好例です。今回の第2次推進計画を契機に、子どもたちがこのような変化に対応し、新しい時代を生き抜く「読書力」を身に付けることができるように願ってやみません。そのためには、本町が「子ども読書の街」推進事業から一貫しておし進めてまいりました子どもたちを取り巻く大人や様々な機関・団体の連携・協力した取組が、よりいっそう重要になることは言うまでもありません。皆様のさらなる御支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本推進計画の策定に当たり熱心に御審議いただきました策定委員の皆様を始め、関係者の皆様に対し心からお礼を申し上げ結びの言葉といたします。

平成27年3月

目 次

第Ⅰ章 第2次宇美町子ども読書活動推進計画策定にあたって	1
1 はじめに	1
2 第1次推進計画策定の経緯	1
(1) 第1次推進計画策定の背景	1
(2) 第1次推進計画の基本的な考え方	2
3 第1次推進計画から第2次推進計画へ	3
(1) この間の国・県の動き	3
(2) 宇美町子ども読書活動の状況の変化	4
第Ⅱ章 第1次推進計画の検証	5
1 「宇美町子ども読書活動推進計画」の実施体系の検証	5
第Ⅲ章 第2次推進計画の取組	10
1 計画策定の基本的な考え方	10
(1) 計画の目標と基本方針	10
(2) 計画策定の位置づけと計画の期間	10
(3) 計画の対象	10
2 第1次推進計画で明らかになった課題の整理	11
(1) 実施体系の検証から浮かび上がった課題	11
(2) 実施体系一覧表の再編成	11
(3) 推進計画の進め方と評価方法の見直し	12
3 計画の推進に向けた具体的な取組	12
「第2次宇美町子ども読書活動推進計画」の実施体系	13
第Ⅳ章 第2次推進計画の評価方法	16
1 計画の進行管理を行う作業部会の設置	16
2 宇美町立図書館協議会による事業評価	16
資料編 資料1 宇美町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書（抜粋）	17
資料2 文部科学省 第三次「子ども読書活動推進基本計画」について（概要）	21
資料3 宇美町読書ボランティア団体一覧	24
資料4 第2次宇美町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	25
資料5 第2次宇美町子ども読書活動推進計画策定委員名簿	26
用語解説	27
参考文献・引用文献	29

第Ⅰ章 第2次宇美町子ども読書活動推進計画策定にあたって



1 はじめに

今回の第2次宇美町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）は、平成22年2月に策定された第1次推進計画の趣旨を踏襲し、個々の目標の達成状況を点検の上、新たな目標や推進体制づくりに臨みます。したがって、第Ⅰ章では第1次推進計画策定の経緯と現在までの状況の変化を述べ、第Ⅱ章では第1次推進計画の検証を、実施体系に設定した具体的な取組項目の点検を通じて行います。

第Ⅲ章では、第Ⅰ・Ⅱ章の結果を踏まえ、第2次推進計画の基本的な考え方を整理するとともに、新たな実施体系の構築を図ります。最後に第Ⅳ章では、推進計画全体の評価の在り方を提起します。

2 第1次推進計画策定の経緯

（1）第1次推進計画策定の背景（平成13年12月～平成22年2月）

○ 全国的な子どもの読書活動の状況

- 平成21年度版の毎日新聞社「第55回全国学校読書調査」では、平成21年5月の1か月間の平均読書冊数は前年度に比べて中高校生はそれぞれ3.7冊、1.7冊と横ばいであるが、小学生（4年生以上）は8.6冊で2.8冊の大幅減少であった。「不読率」（1か月に1冊も本を読まない子どもの割合）は中学生で1.5ポイント減の13.2%、高校生で4.5ポイント減の47%と改善され、学校での一斉読書活動等が効果を上げつつあると推測された。小学生は、横ばいの5.4%であった。

○ 国・県の動き

- 国では平成13年12月に「子ども読書活動に関する法律」が施行、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）が、平成20年3月には第二次が閣議決定された。
- 福岡県では、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」が策定され、その改訂版を策定中、また、平成21年3月31日現在、18市町村（全体の27.3%）——糟屋地区では4市町村（同50%）が推進計画を策定した。

○ 宇美町の子どもの読書活動の状況

- 平成19年度宇美町小中学校児童生徒読書活動実態調査（平成20年3月実施）によると、平成20年2月の1か月間に読んだ本の冊数は、小学生（全学年）では、4冊～6冊が最も多く23.7%、次が10冊～20冊の17.7%、不読率は3.0%であった。中学生は、1冊が最も多く23.1%、次が2冊で21.4%、不読率は12.6%であった。
- 小中学校では、全学校で一斉読書活動をはじめ、校長室文庫の設置など積極的な取組を推進しているが、学校図書館の利用については、上記の調査によると、小学生の約80%が1か月に3回以上利用しているのに対し、中学生は約39%が1回も利用したことがないと回答した。
- 保育園・幼稚園では、各園とも発達段階に応じた絵本の読み聞かせや絵本コーナー、絵本文庫等の条件整備に努めるとともに、保護者への読書活動の啓発も推進した。
- 平成19年9月に町立図書館が開館し、蔵書数11万冊（内児童書3万冊、平成22年1月末現在）を有するとともに、多様な読書推進事業を実施する子ども読書活動の推進拠点が誕生した。

(2) 第1次推進計画の基本的な考え方（平成22年2月策定）

第1次推進計画の基本的な考え方は、次の「子どもの読書推進計画の3つの目標」と「読書活動を推進する4つの基本方針」に表わされます。この目標と方針は平成19・20年度の2年間、文部科学省の委嘱を受けて取り組んだ「子ども読書の街」づくりの4つの柱が土台となっています。

計画の対象は18歳以下の子ども、期間は平成21年度から平成25年度までの5年間としました。

(3)の目標

- ① 子どもが様々な場所で本と出会えるように、読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備を進める。
- ② 家庭、地域、保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校、町立図書館、そして町行政の関係各課が連携し協力していく体制の整備と取組を推進する。
- ③ 子ども読書活動の重要性のPR、情報提供などの読書活動の普及・啓発に努める。

(4)の基本方針

- ① 家庭・地域が主体となって推進する読書活動と他への働きかけ
- ② 保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校が主体となって推進する読書活動と他への働きかけ
- ③ 宇美町立図書館が主体となって推進する読書活動と他への支援
- ④ 行政各課（主に健康福祉課、学校教育課、社会教育課、生涯学習まちづくり推進室等）が主体となって推進する読書活動と他への支援

3 第1次推進計画から第2次推進計画へ（平成21～25年度）

（1）この間の国・県の動き

国では、平成25年2月に独立行政法人国立青少年教育振興機構が「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」報告書を発表しました。

この報告書の特徴は、子どもの頃の読書活動が、成長してからの意識・能力に及ぼす影響や効果などについて初めて調査研究されたことです。下記に特徴的な調査結果を抜粋します。

＜成人調査の主な調査結果から＞（抜粋）

調査結果② 子どもの頃に「本を読んだこと」や「絵本を読んだこと」などの読書活動が多い成人や、現在までに「好きな本」や「忘れられない本」があると回答した成人は、1か月に読む本の冊数や1日の読書時間が多い。

調査結果③ 子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高い。

特に、就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、成人の「文化的作法・教養」との関係が強い。

子どもの頃の読書活動と体験活動の両方が多い成人ほど、現在の意識・能力が高い。

平成25年5月には、第三次「子ども読書活動推進基本計画」（資料2参照）が閣議決定されました。その中では特に、学校段階での「不読率」の改善が謳われ、次のような重点目標が設定されました。

【目標】今後10年間で「不読率」の半減をめざす。

＜小学生＞ 平成24年 4.5% ⇒ 平成34年目標 2%以下

＜中学生＞ 平成24年 16.4% ⇒ 平成34年目標 8%以下

＜高校生＞ 平成24年 53.2% ⇒ 平成34年目標 26%以下

* 不読率は、（社）全国学校図書館協議会と毎日新聞社の「第58回全国学校読書調査」による。

福岡県は平成22年3月に「福岡県子ども読書推進計画」（改訂版）を策定し、県内の市町村でも13市町村が第2次推進計画の策定を完了しています。（平成25年3月現在）

(2) 宇美町子ども読書活動の状況の変化

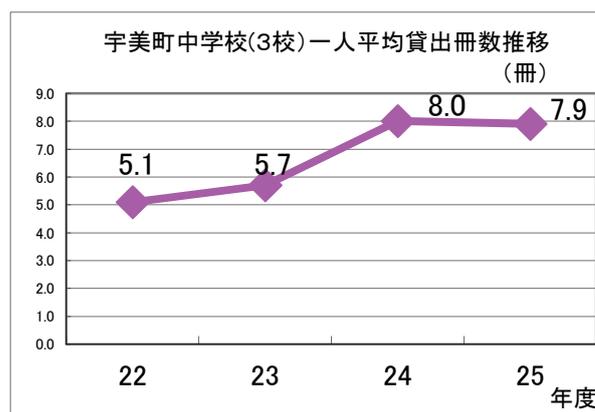
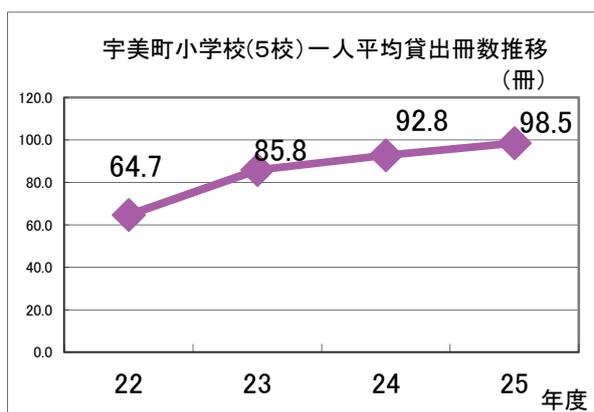
平成26年3月の「宇美町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書」(資料1参照)と同様な調査である平成21年3月の「宇美町次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」の読書活動に係る代表的な項目を比較すると、次のような実態が明らかになりました。

	読書活動を「よくしている」「ときどきしている」割合(%)			町立図書館を「よく利用している」「ときどき利用している」割合(%)		
	21年調査	26年調査	比較	21年調査	26年調査	比較
乳幼児	77.2	65.6	△11.6	50.6	43.8	△6.8
小学生	57.0	60.6	3.6	59.6	64.6	5.0
中学生男子	68.2	58.2	△10.0	22.7	17.4	△5.3
中学生女子	75.3	64.4	△10.9	24.7	23.3	△1.4
高校生男子	55.2	56.3	1.1	17.7	21.8	4.1
高校生女子	57.9	44.4	△13.5	36.3	22.3	△14.0

* 乳幼児、小学生の読書活動は、読み聞かせを含む家庭での読書活動

町立図書館や学校等での取組は、次のように着実に進められてきました。

- 町立図書館から保育園・幼稚園への団体貸出(*1)が、平成21年度の397冊から平成25年度には871冊に倍増した。また、児童書やヤングアダルト(YA)(*2)コーナーをさらに充実させるとともに、子ども読書リーダー養成講座(*3)やボランティア養成講座の開催等多様な取組を進めてきた。
- 学校図書館の児童・生徒への貸出冊数も下表にある通り着実に増加した。



町立図書館や学校等の公的な読書環境は整備されつつあるものの、全体として子どもたちの読書活動は停滞しています。さらに、先述の「国の第三次基本計画」で指摘された学校段階における「不読率」の拡大は、本町でも同様な状況にあると推測され、国・県と同調した対策が求められます。これらのことから継続した取組を実施するためには、第1次推進計画の成果や課題をさらに究明し、第2次推進計画の策定につなげなければなりません。

第Ⅱ章 第1次推進計画の検証



1 「宇美町子ども読書活動推進計画」の実施体系の検証

第1次推進計画の「推進に向けた具体的な取組」の実施体系にあげられた個々の取組項目を以下に検証します。なお、第1次推進計画の計画年度は平成21年度～25年度でしたが、第2次推進計画が平成27年度から実施されることにともない、一部平成26年度の活動実績についても検証を行っています。

「宇美町子ども読書活動推進計画」の実施体系の検証

推進主体	取組	連携及び働きかける関係機関	平成25年度までの実績と課題（平成25年度の実績を掲載、一部平成26年度含む）	
			平成25年度整備目標	検証内容
家庭／地域	本の読み聞かせ	健康福祉課 学校教育課 園・学校	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉課のブックスタート事業（*4）や園・学校による保護者への働きかけに加え、平成25年度より町立図書館で毎月第2・4水曜日に「親子で読書“にこにこタイム”」（*5）を実施し普及啓発を図った。 宇美町調査の平成21年3月～26年3月の変化をみると、家庭での読み聞かせを含む読書活動は小学校低学年で2.5ポイント増加しているものの、乳幼児では11.6ポイント減少した。
	家庭読書活動	健康福祉課 学校教育課 園・学校	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 宇美町調査の平成21年3月～26年3月の変化をみると、家庭での読書活動は小学生で3.6ポイント増加しているものの、中学生では男子が10ポイント、女子が10.9ポイント減少した。高校生では、男子が1.1ポイント増加しているが、女子は13.9ポイントと大幅に減少した。
	家庭でのノーマディアタイム（*6）	園・学校	実施	<ul style="list-style-type: none"> 全ての小・中学校で保護者に対し、ノーマディアタイムの呼びかけに取り組んだ。
	自治公民館内での図書文庫の開設	社会教育課 町立図書館	検討 平成23年度一部実施	<ul style="list-style-type: none"> 一部の自治公民館では、子ども会育成会の行事として夏休みに町立図書館から本を借り「読み聞かせ」を行ったが、図書文庫の開設には至っていない。
	自治会・子ども会ボランティアによる読み聞かせ	社会教育課 共働のまちづくり課	検討 平成23年度一部実施	<ul style="list-style-type: none"> 一部の自治公民館で、子ども会育成会の行事として夏休み期間中に町立図書館から本を借りて「読み聞かせ」を行った。
	読書ボランティアによる園・学校での読み聞かせ	園・学校	継続拡充	<ul style="list-style-type: none"> 一部の保育園でボランティアによる読み聞かせやパネルシアター（*7）を実施した。 すべての小中学校で保護者や読書ボランティアによる読み聞かせ等を実施した。
	「ポエム」の布の絵本製作と読み聞かせ	町立図書館 学校	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年4月に発足し、現在会員数6名、布の絵本（*8）制作点数は累計で56点におよび、作品は町立図書館で貸し出された。
	「うみほおすき」の自主研修	共働のまちづくり課	実施	<ul style="list-style-type: none"> 毎週第3土曜日に定例会・勉強会を開いた。さらに、各種おはなし会等の実践で着実に力をつけた。

推進主体	取組	連携及び働きかける関係機関	平成25年度までの実績と課題（平成25年度の実績を掲載、一部平成26年度含む）	
			平成25年度整備目標	検証内容
保育園・幼稚園	保護者会・ボランティアによる読み聞かせ	独自	継続拡充	○ ボランティアによる読み聞かせを一部の保育園や幼稚園で実施した。ボランティアの育成や活用を促進し、各園への広がりや開催回数を増やす取組が必要である。
	保育士（教諭）による読み聞かせ	独自	継続	○ 全ての保育園と幼稚園で実施した。 ○ 町立図書館からの保育園・幼稚園への団体貸出冊数も順調に増加した。（平成21年度397冊→平成25年度871冊）
	保護者に対する親子での読み聞かせの働きかけ	独自	継続拡充	○ 全ての保育園や一部の幼稚園で、家庭への絵本の貸し出しを実施した。 ○ 保護者会等を活用し、読み聞かせの大切さを啓発した。一部の保育園では年数回読書に関する「おたより」を発行し、啓発のさらなる促進を図った。
	園児の町立図書館での読書活動（計画的利用）	町立図書館子育て支援課	継続	○ 幼稚園では計画的な利用がなされてきたが、保育園は移動が困難なこともあり未実施である。 ○ 町立図書館からの団体貸出をさらに促進し、読み聞かせ等の継続・充実を図る必要がある。
学校	PTAへ親子読書の呼びかけ	家庭	推進	○ 全ての小学校で、ノーテレビ、ノーゲームデーの取組時に保護者に啓発した。
	PTA・読書ボランティアによる読み聞かせ	家庭地域	継続	○ 全ての小中学校で実施した。コミュニティ・スクール（*9）の組織（読み聞かせ部会等）や「うみほおずき、とんとん、ママークース」などのボランティア団体が定期的に行った。 ○ 小学校では、独自に保護者や地域の方からなる読み聞かせボランティアの活用が始まった。
	学校図書館活用年間計画の立案と計画的活用の促進	独自	継続	○ 全ての小中学校で年間計画が作成され、授業での学校図書館活用が積極的に進められた。
	朝の10分間読書の充実	独自	継続	○ 全ての小中学校で実施した。なお、朝の読書は3小学校と3中学校、昼の読書は2小学校であった。
	教師による読み聞かせ	独自	継続	○ 小学校4/5校、中学校1/3校で実施した。 ○ 学校司書による読み聞かせを全ての小学校と一部の中学校で実施した。
	朗読大会や暗唱大会の実施	学校教育課	継続	○ 小学校2/5校、中学校2/3校で実施した。
	校長室文庫及び「心の愛読書（学級文庫）」の活用	学校教育課町立図書館	継続	○ 全ての小中学校に設置し、児童生徒が自由に読めるように開放した。 ○ 本の新陳代謝を図るため、学校間で交換したり町立図書館の団体貸出を活用するなど工夫した。内容は学校図書館だよりで紹介した。
	学校図書館の環境整備	学校教育課町立図書館	継続	○ 全ての小中学校の蔵書数は、文部科学省が定めた学校図書館図書標準を上回った。 ○ 学校司書を全校に配置し、司書教諭等と連携し日常的に読書環境の整備を進めた。

推進主体	取組	連携及び働きかける関係機関	平成25年度までの実績と課題（平成25年度の実績を掲載、一部平成26年度含む）	
			平成25年度整備目標	検証内容
学校	特別支援を要する子どもへの支援	学校教育課	継続	○ 全ての小中学校で実施した。各学校に特別支援教育支援員を配置し読書支援を行った。
	読書感想文、感想画コンクールへの積極的応募	学校教育課	継続	○ 学級担任や国語科・美術科の教科担任等と連携して、全ての小中学校でコンクールに応募した。
	学校間ネットワークシステムの構築	学校教育課 町立図書館	継続	○ 全学校で他校の蔵書が検索できるシステムが導入され、学校司書が連絡を取り合い相互貸借（*10）を進めた。 ○ 町立図書館の蔵書はインターネット上で検索し、団体貸出等も活用して、資料の提供を受けた。
	調べ学習コンクール（*11）への参加	学校教育課 町立図書館	継続	○ 平成21年度から取り組み、町のコンクールへの応募者数は着実に増加し、平成25年度には2,891人（応募率85.5%）に達した。 ○ 図書館振興財団が実施する全国コンクールでも、平成23年度に小学生の部優秀賞（日本図書館協会賞）受賞を筆頭に、毎年輝かしい実績をあげた。
	中・高校生による図書館での職場体験	町立図書館	継続	○ 宇美中（2日間3名）、宇美東中（2日間4名）、宇美南中（3日間4名）、宇美商業高校（3日間2名）が実施した。町外の学校は、須恵中（3日間6名）、太宰府特別支援学校（10日間1名）が実施した。
町立図書館	発達段階に応じた図書資料の整備	家庭、地域 学校教育課	拡充	○ 優良図書目録等を参考に、乳幼児、学童、YA向け図書の整備や調べ学習の支援に供する図書の整備に努めたが、発達段階に対応した明確な基準は設けていない。
	園・学校・家庭・地域等への情報発信	家庭 地域	拡充	○ 「広報うみ」に、図書館だよりを毎月1頁掲載した。また、お勧めの本を紹介するブックリスト「子どもの本だな」を年4回作成し、関係機関に配付した。 ○ 各学校が毎月発行する「学校図書館だより」に町立図書館の情報を掲載した。
	図書館職員によるおはなし会	家庭	実施	○ クリスマスおはなし会で、学校図書館司書3名が読み聞かせを行った。
	おはなしの会団体への支援	地域	拡充	○ 布の絵本製作ボランティア「ポエム」に対する制作支援や様々なおはなし会を企画し、読み聞かせ団体等に活動の場を提供している。 ○ 県立図書館や町立図書館主催の研修、講座への呼びかけを行っている。
	読み聞かせボランティアの人材育成	共働のまちづくり課	継続	○ 子ども読書ボランティア養成講座初級編（3回講座、参加者14名）、同養成講座中級編（3回講座、参加者6名）、本の修理講座（2回講座、参加者6名）を開催し人材育成に努めた。 ○ 受講修了者は、ボランティアとして協力した。
	読み聞かせボランティアとの連絡会	地域 家庭	実施	○ 布の絵本制作や読み聞かせボランティア4団体とは、個別に連絡・協力をしているが、ボランティア団体全体の把握や連絡会の開催には至っていない。
新1年生の利用カードの発行	小学校	継続	○ 全小学校へ図書館利用カード申込書を配付し、申請を受け付けた。（平成26年度申込用紙配付数396部）	

推進主体	取組	連携及び働きかける関係機関	平成25年度までの実績と課題（平成25年度の実績を掲載、一部平成26年度含む）	
			平成25年度整備目標	検証内容
町立図書館	調べ学習に応ずる支援	学校	継続	○ 町立図書館に、夏休み前から特集コーナーを開設した。 ○ 教師等を対象にした調べる学習コンクール指導者研修会や親子学習会を学校教育課と共催で開催した。
	特別支援児童生徒への支援	学校	拡充	○ 太宰府特別支援学校生徒の職場体験を受け入れた（10日間 1名）。また、柚の木学園の図書館見学（14名）を受け入れた。
	読書まつりの企画・運営	独自	推進	○ 毎年10月に開催してきた。内容は、映写会やブックリサイクル（*12）、おはなし会、工作教室、布の絵本・遊具の展示、企画展の開催などで、参加者は増加傾向にある。
	展示コーナーの工夫	学校教育課	継続	○ 毎月、タイムリーなテーマで展示コーナーを更新するとともに、図書館だよりで紹介した。 ○ 毎年1月～2月に、各学校の読書活動の取組について展示を行った。
	移動図書館や自治公民館等での図書文庫開設の検討	総務課 社会教育課	検討	○ 移動図書館は予算や人材の確保が困難なため、実現できていない。 ○ 一部の自治公民館では、子ども会育成会の行事として夏休み期間中に町立図書館から本を借りて「読み聞かせ」を行ったが、図書文庫の開設には至っていない。
	学校司書、司書教諭、図書館司書との連絡会	学校教育課 学校	継続・実施	○ 学校司書、図書館司書の学校連携プロジェクト会議を月2回実施した。また、年4回開催される司書教諭を含めた連絡会や研修会に参加した。
	子ども1日図書館員の実施	学校	達成・継続	○ 平成23年度まで実施してきたが、平成24年度からは「ワクワク子ども司書体験」として、さらに平成25年度からは事業を拡充し、「子ども読書リーダー養成講座」に移行した。
	中・高校生の職場体験受入れ	学校	継続	○ 宇美中（2日間3名）、宇美東中（2日間4名）、宇美南中（3日間4名）、宇美商業高校（3日間2名）を受け入れた。町外の学校では、須恵中（3日間6名）、太宰府特別支援学校（10日間1名）を受け入れた。
	団体貸出しの実施	地域 園・学校	拡充	○ 延べ316団体に2,538冊貸出を行った。
	学習見学の場の提供	園・学校	継続	○ 小学校3校に延べ5回、294名に見学の場を提供した。 ○ 幼稚園2園に延べ9回、300名に見学の場を提供した。
各地区公立図書館との連携	他市町	継続	○ 福岡県立図書館の相互貸借システム及び糟屋地区の配本システムを活用し、積極的な図書資料の提供を行った。	

推進主体	取組	連携及び働きかける関係機関	平成25年度までの実績と課題（平成25年度の実績を掲載、一部平成26年度含む）	
			平成25年度整備目標	検証内容
行政各課	妊婦や親（子）を対象とした読み聞かせ	健康福祉課 社会教育課	継続	○ 7か月健診時に「うみハピネス」にて、月1回ボランティアによる読み聞かせを行った。
	ブックスタート事業	健康福祉課 町立図書館	継続・実施	○ 「うみハピネス」での7か月健診時に実施した。健診対象者に、赤ちゃん絵本を1冊無償配付した（平成25年度は受診者344名、配付数335冊、配付率97%）。
	「うちの読書アルバム」の配布	健康福祉課 町立図書館	達成	○ 平成19年度から読書のあしあとの記録として、町立図書館で配布してきた。利用者へ浸透し、事業としては終了した。
	学校図書館、校長室文庫の支援	学校教育課 町立図書館	継続・実施	○ 学校図書館の蔵書数が学校図書館図書標準を上回るように、交付税措置基準を用い、図書購入の予算を確保できた。 ○ 全ての学校に校長室文庫を設置し、児童生徒が自由に読めるように開放した。また、学校間で図書を互いに交換する、町立図書館の団体貸出を利用するなど工夫して本の入れ替えを行った。
	調べ学習コンクール実施及び指導者研修会	学校教育課 町立図書館	継続	○ 平成21年度から実施し、町のコンクールへの応募者数は着実に増加し、平成25年度に2,891人（応募率85.5%）に達した。全国コンクールでも、平成23年度に小学生の部優秀賞受賞（日本図書館協会賞）を筆頭に、毎年輝かしい実績をあげた。 ○ 各学校の調べる学習コンクール指導者研修会を毎年開催し、平成23年度からは親子学習会を開催した。
	学校図書館ネットワークづくり	総務課 学校教育課	継続	○ 図書資料については、学校間相互貸借システムが確立した。 ○ 人的交流については、司書教諭・学校司書合同研修会（図書館司書も参加）や月2回の学校司書・図書館司書連絡会を開催した。
	町立歴史民俗資料館における調べ学習の支援	社会教育課	継続	○ 町の代表的な史跡のガイドブックや町情報誌を活用した「宇美町歴史探訪」を作成し、各学校に配付した。 ○ 一部の小学校の「総合的な学習の時間」で、ゲストティーチャーとして町の歴史を指導した。
	早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動の連携	学校教育課 社会教育課	達成	○ 平成21年度から町全体の事業として実施し、学校や地域で定着したので、平成25年度に事業は終了した。学校では独自に取組を継続した。
子ども読書活動の広報支援	全課	継続	○ 学校教育課、子育て支援課、共働きのまちづくり課、健康づくり推進室等関係各課との連携は進められてきたが、全課での取組は実施できていない。	

25年度整備目標を次のように表しています。

「継続」：平成25年度までに実施しているもので、今後も同様な内容で実施するもの。

「推進」：平成25年度までに実施しているもので、今後はより内容の充実を図りながら実施していくもの。

「実施」：平成25年度までは実施していないが、平成26年度以降、新たに実施が決定しているもの。

「検討」：将来の検討としているもの。

「拡充」：平成25年度まで実施しているもので、平成26年度以降も内容の充実と広く底辺の拡大を図って実施していくもの。

「達成」：平成25年度までに目標を達成したものの平成26年度以降取組として継続しないもの。

第Ⅲ章 第2次推進計画の取組



1 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の目標と基本方針

計画の目標と基本方針は、「第Ⅰ章の2の(2)第1次推進計画の基本的な考え方」で示した次の3つの目標と4つの基本方針(再掲)を踏襲します。なお、平成27年度からの名称変更にもない、保育園は保育所に修正をしています。

3つの目標

- ① 子どもが様々な場所で本と出会えるように、読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備を進める。
- ② 家庭、地域、保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、町立図書館、そして町行政の関係各課が連携し協力していく体制の整備と取組を推進する。
- ③ 子ども読書活動の重要性のPR、情報提供などの読書活動の普及・啓発に努める。

4つの基本方針

- ① 家庭・地域が主体となって推進する読書活動と他への働きかけ
- ② 保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校が主体となって推進する読書活動と他への働きかけ
- ③ 町立図書館が主体となって推進する読書活動と他への支援
- ④ 行政各課(主に社会教育課、学校教育課、共働のまちづくり課、子育て支援課、健康福祉課健康づくり推進室等)が主体となって推進する読書活動と他への支援

(2) 計画策定の位置づけと計画の期間

平成27年3月策定の第6次宇美町総合計画の期間は、「基本構想」が平成27年度から平成34年度の8年間、前期実践計画が平成27年度から4年間とされました。本第2次推進計画も第6次総合計画の趣旨に則り策定されることから、計画の期間を平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

(3) 計画の対象

第1次推進計画を踏襲し、宇美町に在住・在学する18歳以下の子どもを対象にします。

2 第1次推進計画で明らかになった課題の整理

前記「計画策定の基本的な考え方」を踏まえて、個々の取組項目の決定、推進体制の整備、具体的な取組への着手、取組実績の評価というサイクルを進めます。その際には、第1次推進計画での成果と課題が土台になることは間違いありません。改めて、第I章、第II章で明らかになった主な課題を整理します。

(1) 実施体系の検証（P5～P9）から浮かび上がった課題

- ① 町立図書館や学校等の公的な読書環境は整備されつつあるが、子育て支援課の経年調査（平成21年～26年）によると、全体として子どもたちの読書活動は停滞している。
- ② 平成25年5月の「国の第三次基本計画」で指摘された学校段階における「不読率」の拡大は、本町にとっても重要な課題であると考えられる。本町の子ども読書活動の実態を把握するため、町立図書館と保育園や幼稚園、学校等が連携して調査研究活動に着手することが求められる。
- ③ 地域での読書活動は自治公民館等で進められることとされたが、より多様な施設等での取組を促進するとともに、本町が進める校区コミュニティやコミュニティスクールでの取組を視野に入れる必要がある。また、地域人材の読書ボランティア活動への参加が肝要である。
- ④ 先述した学校段階での不読率の解消を促進するためには、小・中学校は勿論、地元高等学校と連携した取組が求められる。
- ⑤ おはなし会などの読書普及・啓発事業を充実させるため、研修会参加等を通じた図書館職員の資質向上が求められる。
- ⑥ 学校や地域、町立図書館等で活動する幅広い読書ボランティアの連絡会や交流会が必要である。
- ⑦ 町立図書館は地域での読書活動を支援するため、団体貸出や出前事業を実施するなどアウトリーチ（*13）の充実を図る必要がある。

(2) 実施体系一覧表（P5～P9）の再編成

- ① 「推進主体」は「推進主体及び活動の場」とする。
- ② 「取組」並びに「連携及び働きかける関係機関」欄の内容を、第1次推進計画の成果と課題や状況の変化を踏まえて追加・修正する。
- ③ 推進計画整備目標を表す「継続」、「推進」、「実施」、「検討」、「拡充」、「達成」という語句の見直しを行う。

(3) 推進計画の進め方と評価方法の見直し

- ① 第1次推進計画の個々の取組は、「家庭」、「地域」、「保育園・幼稚園」、「学校」、「町立図書館」、「行政各課」、それぞれの推進主体で推進され、あわせて年度ごとに取組の評価・改善を行うこととした。町立図書館は事務局として、全体の取組状況を調査し次年度に向けた資料作りを行ったが、推進主体間の連絡や計画全体の進行管理が十分にできなかった。
- ② 宇美町読書推進会議を設置し、推進計画の進行管理の支援や推進主体による取組の評価について指導助言することとしたが、計画期間を通じた継続的な取組が十分にできなかった。

上記(1)～(3)の課題は、次項「3 計画の推進に向けた具体的な取組」並びに「第IV章 第2次推進計画の評価方法」に反映させます。

3 計画の推進に向けた具体的な取組

前項までの課題を踏まえ第2次推進計画を、① 家庭／地域、② 保育所・幼稚園、③ 学校（小・中学校、高等学校）、④ 町立図書館、⑤ 行政各課（主に社会教育課、学校教育課、共働のまちづくり課、子育て支援課、健康福祉課健康づくり推進室等）が主体あるいは活動の場となって推進する読書活動に分け、次ページ以降に実施体系として一覧にまとめます。



「第2次宇美町子ども読書活動推進計画」の実施体系

推進主体及び活動の場	取組の概要	連携・協力する機関等	推進計画整備目標	備考
家庭／地域	家庭内で、子どもに対して本の読み聞かせを進めたり、家族といっしょに読書に親しむ機会をつくる。	社会教育課・町立図書館 学校教育課、園、学校 健康福祉課健康づくり推進室	改善	「保育所・幼稚園」を以下「園」と略称する
	家庭内でノーメディアタイムをつくり、読書の時間を充実させる。	PTA 園、学校、町立図書館	継続	
	自治公民館や子育て支援センター及びコミュニティ・スクールなど、読書活動を推進する拠点づくりに努める。	社会教育課・町立図書館 共働のまちづくり課 学校教育課・学校	新規	
	地域での読み聞かせなど読書行事の開催を推進する。	社会教育課・町立図書館 共働のまちづくり課 学校教育課・学校	新規	
	団体貸出の促進などにより、学童保育所での読書活動を推進する。	子育て支援課 町立図書館	新規	
	保護者をはじめ町民の読書ボランティア活動への参加を促進する。	社会教育課・町立図書館 共働のまちづくり課 学校	改善	
保育所・幼稚園	保護者会やボランティアと協力して読み聞かせを行う。	独自	継続	
	保育士（教諭）による読み聞かせを充実させる。	独自	継続	
	読み聞かせの大切さを保護者に啓発し、親子での読み聞かせ活動を推奨する。	町立図書館 子育て支援課	継続	
	絵本コーナーの設置など本に親しむ環境を充実させる。	子育て支援課 町立図書館	継続	
	保育所、幼稚園、町立図書館が連携して読書活動を推進する。	子育て支援課 町立図書館	新規	
学 校	各家庭に読書の意義を啓発するとともに、親子での読書活動を推奨する。	PTA 町立図書館	改善	
	保護者や地域の読書ボランティアの協力を得、読み聞かせなどを通じて読書活動の充実に努める。	家庭、地域 町立図書館	継続	
	学校図書館活用年間計画を充実させ、授業中での図書館の計画的活用を促進する。	学校教育課	拡充	
	朝や昼の時間帯を活用し、10分間読書など学校一斉の読書活動を推進する。	独自	継続	
	担任並びに学校司書など担任外の教職員による読み聞かせを行い、読書の幅を広げる。	独自	拡充	
	校長室文庫や「心の愛読書（学級文庫）」及び「ぶっくりー」（*14）の活用と内容の充実に努める。	学校教育課 町立図書館	継続	
	司書教諭並びに学校司書などの人的整備を進め、読書活動の指導体制を充実させる。	学校教育課 社会教育課	継続	

推進主体及び活動の場	取組の概要	連携・協力する機関等	推進計画整備目標	備考
学 校	教育課程や学校での読書活動に対応するため、学校図書館資料の充実と読書環境の整備に努める。	学校教育課 社会教育課	改 善	
	特別支援を要する子どもに対し、図書館の環境を整えたり、読み聞かせを行うなど読書支援を進める。	学校教育課 町立図書館	継 続	
	読書週間などの行事を通じ、読書活動の活発化を図る。	独自	新 規	
	学校間の本の相互貸借や情報交換などネットワークを促進する。	学校教育課 町立図書館	継 続	
	宇美町調べる学習コンクールに積極的に参加するとともに、子どもたちの図書館活用能力を高める。	学校教育課 町立図書館、家庭、地域	継 続	
	町立図書館で養成された「子ども読書リーダー」の活動を支援し、自主的な読書活動の促進を図る。	町立図書館	継 続	
	小学生による町立図書館見学を実施し、図書館の役割を理解させるとともに、図書館活用を促進する。	町立図書館	継 続	
	中・高校生による町立図書館での職場体験を実施し、図書館の役割や読書の大切さを理解させる。	町立図書館	継 続	
	司書教諭、司書連絡会を開催し、学校図書館の活用を促進するとともに、研修を通じ資質の向上に努める。	学校教育課 町立図書館	継 続	
	高等学校と連携し、小・中・高一貫した読書活動の推進や相互貸借などを研究する。	社会教育課・町立図書館 学校教育課、高等学校	新 規	
町立図書館	子どもの発達段階に応じて、絵本やヤング・アダルト（YA）向けなど図書資料の整備を進める。	学校教育課	継 続	
	「広報 うみ」や図書館だより、インターネットなどを通じ、園、学校、家庭、地域への情報発信に努める。	園、学校 家庭、地域	継 続	
	園、学校と連携し、子ども読書活動の実態を把握するための調査研究を実施する。	学校教育課、社会教育課 園、学校、家庭、地域	新 規	
	子ども読書活動の推進を担う司書の資質向上のため、町内外の研修会に積極的に参加するなど取組を進める。	社会教育課 学校教育課	新 規	
	図書館職員や読書ボランティアによるおはなし会の開催を充実させる。	家庭、地域	拡 充	
	活動の場の提供や資料・情報・場所の提供などを通じ、読書ボランティア団体の活動を支援する。	地域 共働のまちづくり課	改 善	
	読書ボランティアを養成するため各種講座を開催するとともに、おはなし会など行事への参画を呼び掛ける。	地域、園、学校 共働のまちづくり課	継 続	
	地域や園、学校などで活躍する読書ボランティア連絡会を開催し、情報交流や協力し合う関係づくりをめざす。	地域、園、学校 共働のまちづくり課	拡 充	
	小学校新1年生の利用登録を保護者に呼び掛けるとともに、高等学校に対して新1年生の登録を働きかける。	小学校、高等学校 学校教育課	拡 充	

推進主体及び活動の場	取組の概要	連携・協力する機関等	推進計画整備目標	備考
町立図書館	夏休みを中心に、小・中学生の調べる学習を支援するため、資料の整備やレファレンスの充実に努める。	学校教育課・学校	継続	
	障がいのある子どもたちの読書活動支援のため、車イスなどの整備や大型絵本など図書資料の充実に努める。	園、学校	継続	
	読書に関する啓発事業として読書まつりを開催し、講座やおはなし会、ブックリサイクルなどを実施する。	地域	継続	
	子どもたちが興味や関心を持てる展示コーナーを組むとともに、学校の取組を展示するなど啓発に努める。	園、学校、地域 行政各課	改善	
	団体貸出の拡充や読み聞かせなど読書行事の開催を通して、地域での読書活動を推進する。	社会教育課 共働のまちづくり課 学校教育課	改善	
	司書教諭、司書との連絡会に参加し、情報交流や協力関係を深める。	学校教育課・学校	継続	
	夏休み中に子どもたちを「1日図書館員」に任命し、図書館の仕事を体験させる。	学校	継続	
	学校で活動する「子ども読書リーダー」を養成するため、学校と連携し講座や実習、発表会などを開催する。	学校	拡充	
	中・高校生の職場体験を受入れ、キャリア教育(*15)の推進を支援する。	学校	継続	
	園、学校、子ども会などへの団体貸出の促進と貸出先の拡充を図る。	地域、園、学校	拡充	
	県立図書館や各地区公共図書館と連携し、子ども読書活動を推進する。	県・他市町	継続	
「ブックスタート事業」として、7か月健診時に絵本を手渡すとともに、読み聞かせを行う。	健康福祉課健康づくり推進室	継続		
行政各課	(学校教育課)「宇美町調べる学習コンクール」を実施するとともに、指導者や親子向けの研修を実施する。	学校 町立図書館 家庭、地域	継続	
	(全課)子ども読書活動に必要な地域・行政資料を提供する。	町立図書館	新規	
	(学校教育課)学校図書館や校長室文庫などの図書資料の充実に努める。	町立図書館	継続	
	町民に対する子ども読書活動の広報活動などを支援する。	全課	継続	

推進計画整備目標を次のように表します。

「継続」：平成25年度まで実施しているもので、今後も同様な内容で実施するもの。

「改善」：平成25年度まで実施しているもので、今後は名称の変更や取組の統合など再編成して実施するもの。

「拡充」：平成25年度まで実施しているもので、平成27年度以降も内容の充実と拡大を図って実施していくもの。

「新規」：平成25年度までは実施していないが、平成27年度以降、新たに実施あるいは実施を予定しているもの。

第IV章 第2次推進計画の評価方法



1 計画の進行管理を行う作業部会の設置

推進計画の進行管理を行うため、主な推進主体の担当者による「(仮称)第2次宇美町子ども読書活動推進計画作業部会」(以下「作業部会」という。)を設置します。作業部会では、推進計画整備目標の確認と具現化、さらには進捗状況を年度ごとに点検します。

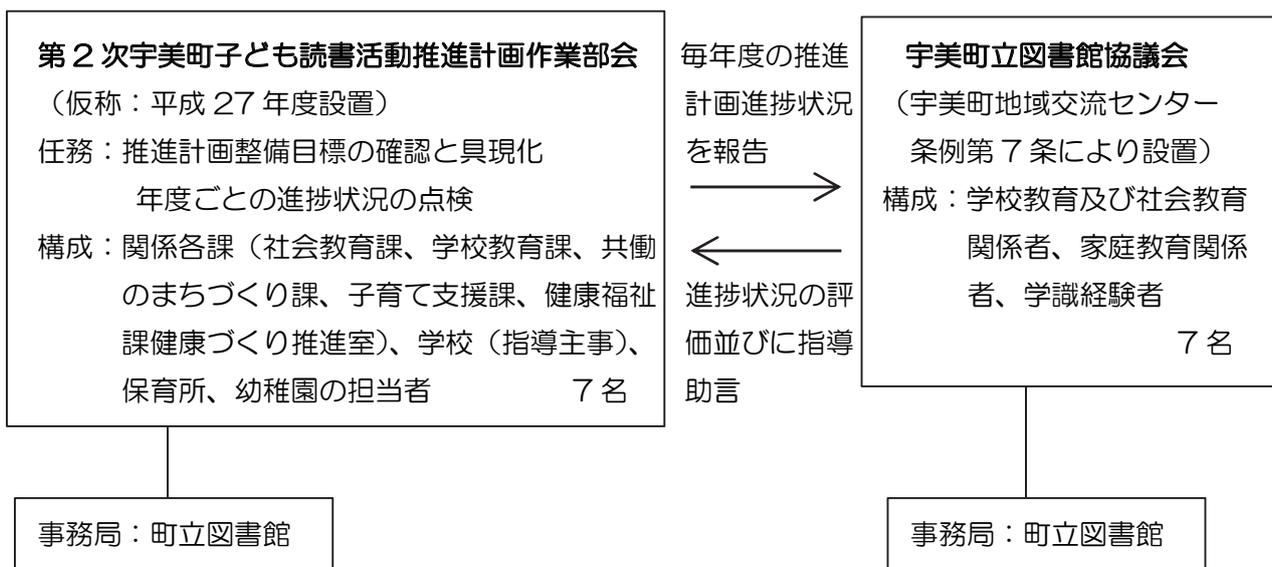
作業部会の構成は、行政の関係各課(社会教育課、学校教育課、共働のまちづくり課、子育て支援課、健康福祉課健康づくり推進室)と学校(指導主事)、保育所、幼稚園の子ども読書活動推進に係る担当者として、事務局は町立図書館が担当します。

作業部会は平成27年度に設置し、本推進計画が終了する平成30年度まで継続します。会議の招集は事務局が行います。

2 宇美町立図書館協議会による事業評価

上記作業部会で点検された進捗状況は、宇美町立図書館協議会(宇美町地域交流センター条例の規定により設置。以下「図書館協議会」という)に年度ごとに報告されます。

図書館協議会は報告された進捗状況を評価し、改善点を指摘するなど、作業部会に対し指導助言を行います。



資 料 編

資料 1

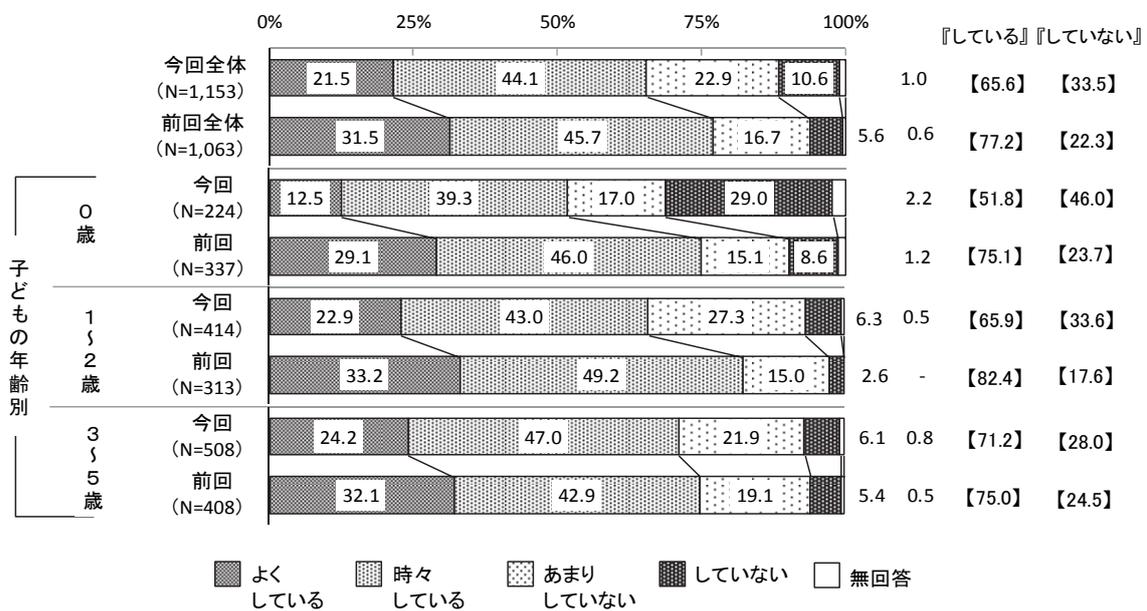
宇美町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書（抜粋）

- 調査期間：平成 26 年 1 月 15 日～1 月 30 日（中学生は 2 月 20 日まで実施）
- 調査対象者数（回収数）：乳幼児の保護者 1, 785 人（1, 153 人）、小学校児童の保護者 1, 059 人（863 人）、中学生 1, 112 人（989 人）、高校生世代 369 人（118 人）

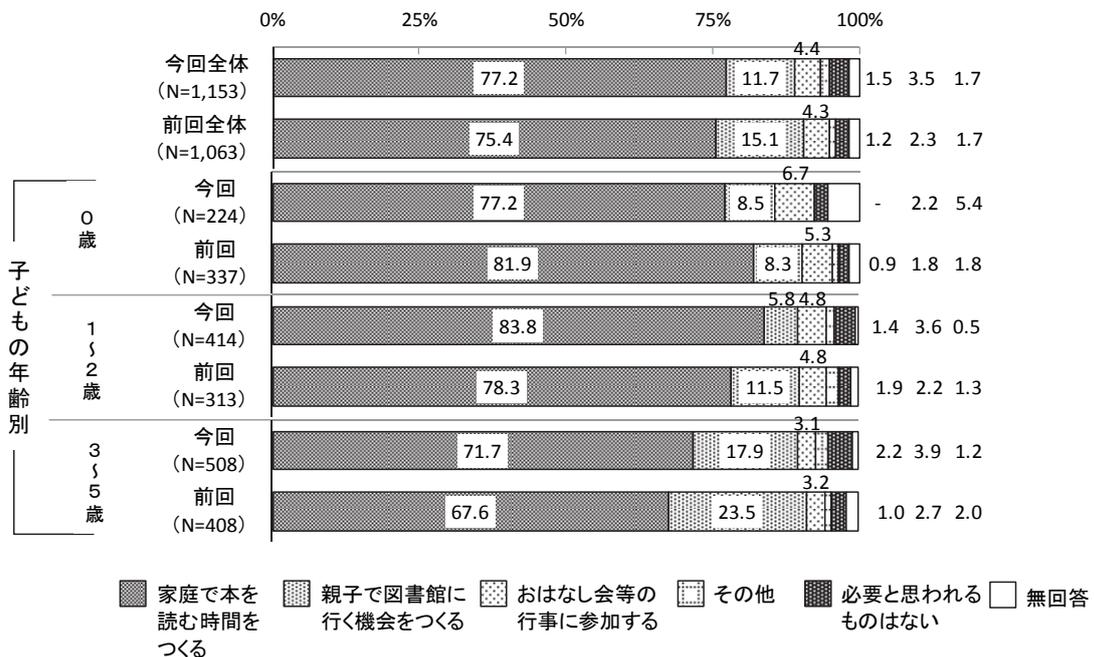
1 乳幼児の保護者に対する調査結果から

【問】 お子さんは家庭で読書（お子さんへの読み聞かせを含む。以下同じ。）をしていますか。

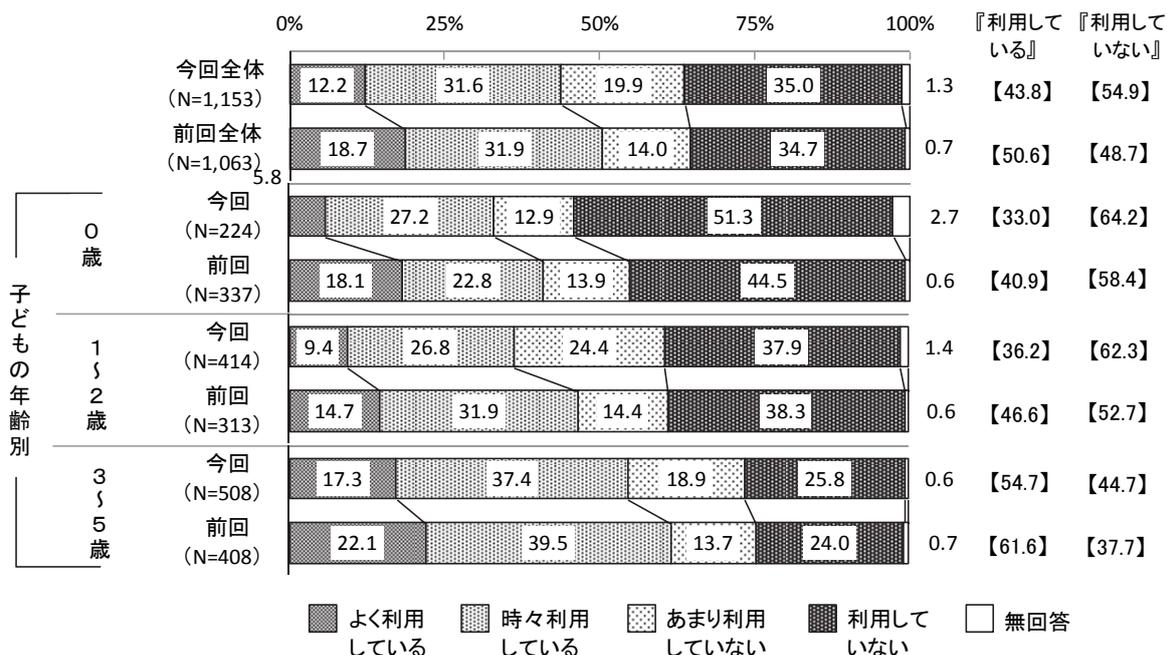
（○は 1 つ）



【問】 お子さんの読書のため特に必要と思われることは何ですか。（○は 1 つ）

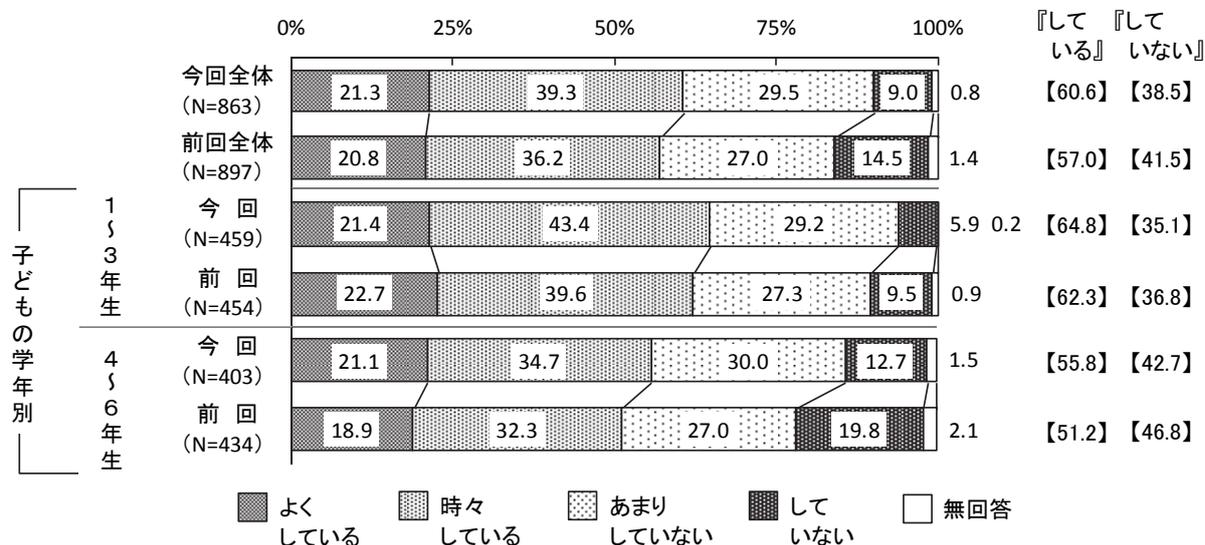


【問】あなたやお子さんは、うみ・みらい館（図書館）を利用していますか。（○は1つ）

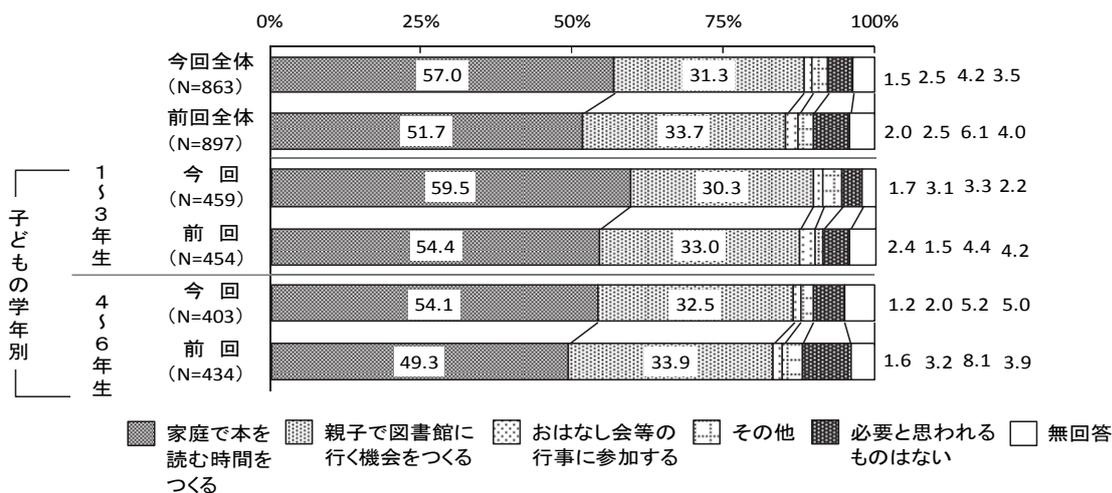


2 小学校児童の保護者に対する調査結果から

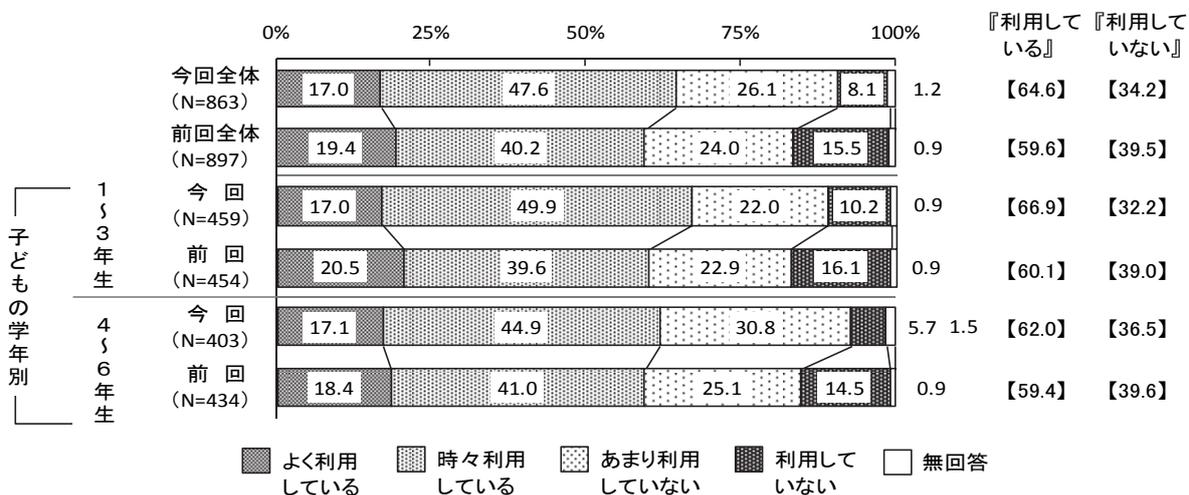
【問】お子さんは家庭で読書（お子さんへの読み聞かせを含む。以下同じ。）をしていますか。（○は1つ）



【問】お子さんの読書のため特に必要と思われることは何ですか。(〇は1つ)

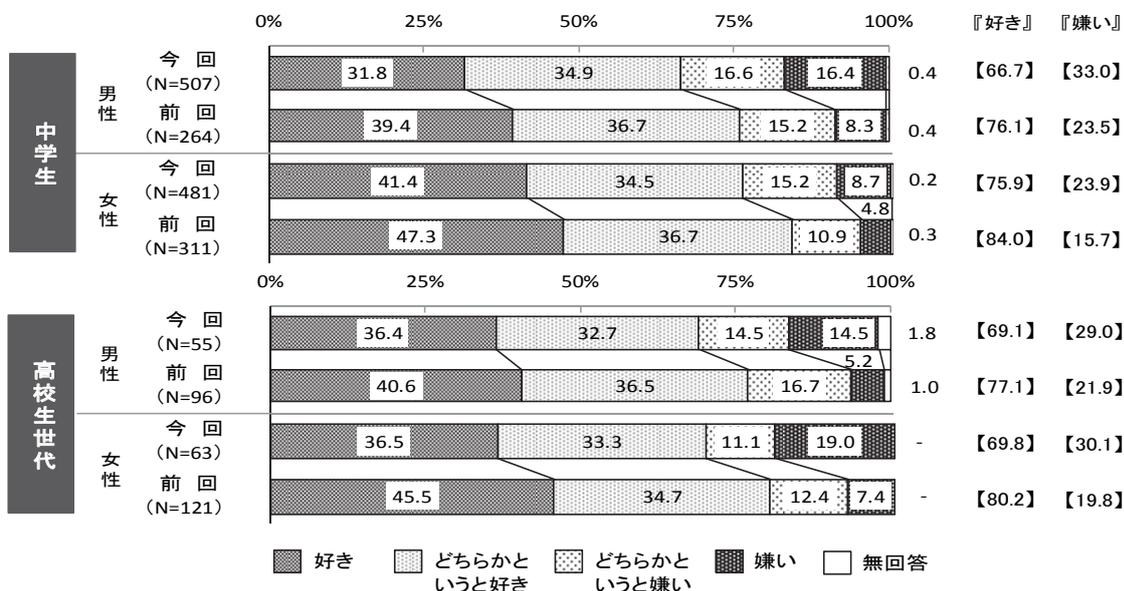


【問】あなたやお子さんは、うみ・みらい館（図書館）を利用していますか。(〇は1つ)

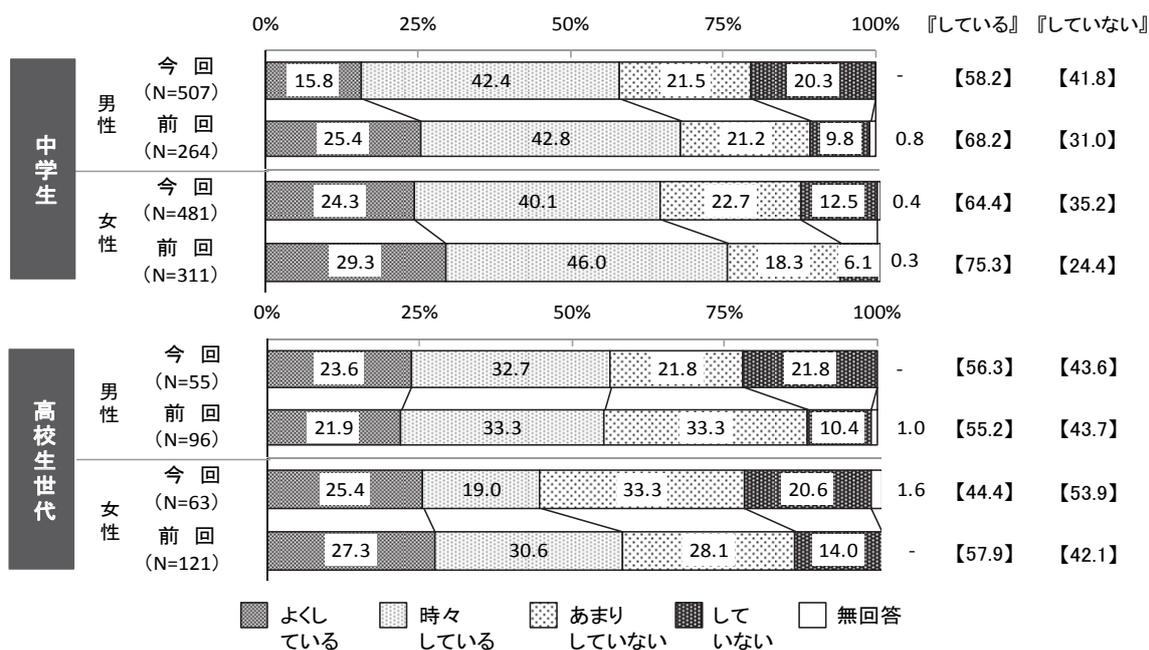


3 中学生・高校生世代に対する調査結果から

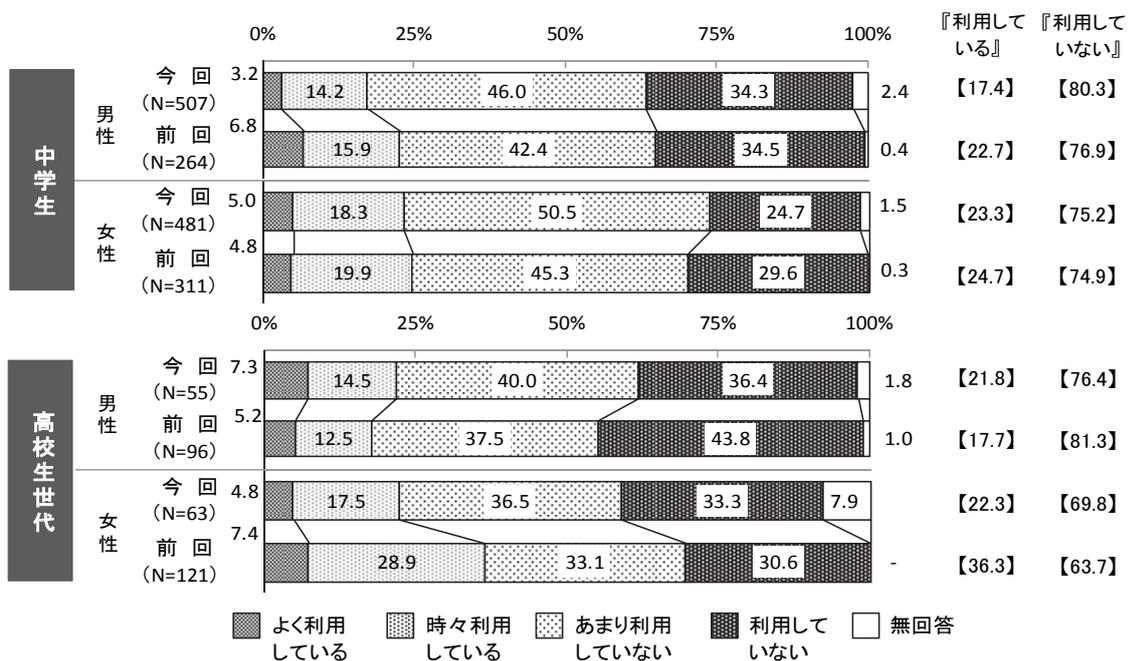
【問】あなたは、本を読むことが好きですか。(〇は1つ)



【問】 あなたは、読書をしていますか。(〇は1つ)



【問】 あなたは、うみ・みらい館（図書館）を利用していますか。(〇は1つ)



第三次「子ども読書活動推進基本計画」について

平成25年5月
文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

経緯

- H13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」成立
- H14年8月 「第一次基本計画」閣議決定（H15年度～19年度）
- H20年3月 「第二次基本計画」閣議決定（H20年度～24年度）
- H23年9月 「国民の読書推進に関する協力者会議」報告書
- H24年7～12月 関係団体、有識者ヒアリング
- H24年12月 中教審スポーツ・青少年分科会
「第三次基本計画（骨子案）」について
- H24年12月 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（告示）」
改正
- H25年3月～4月 「第三次基本計画（案）」パブリックコメント
- H25年3月 中教審スポーツ・青少年分科会
- H25年5月17日（金）「第三次基本計画」閣議決定

《参考1》子どもの読書活動の推進に関する法律（H13） 一抄一

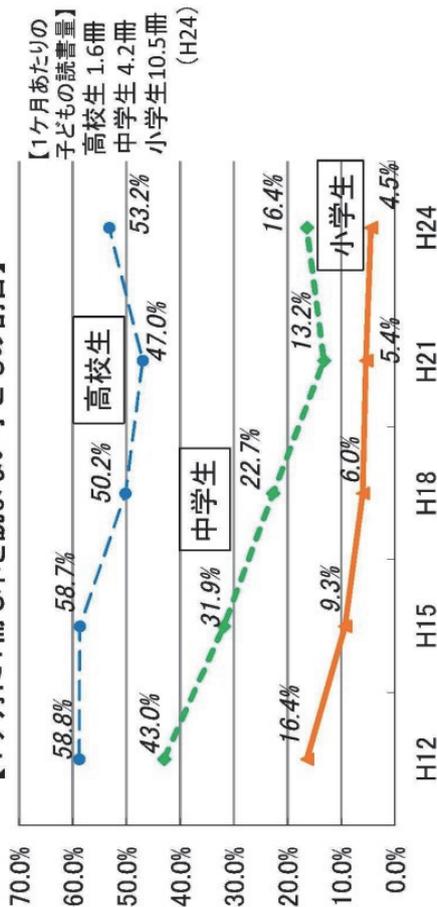
第8条

- 1項 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 2項 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3項 前項の規定は、子ども読書推進基本計画の変更について準用する。

《参考2》子どもの読書量

小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて、子どもたちが読書をしなくなる傾向にある。

【1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合】



出典：【第58回学校読書調査】

▼調査（社）全国学校図書館協議会、毎日新聞社

▼調査時期 平成24年6月

第三次「子ども読書活動推進基本計画」の概要①

1. 第三次子ども読書推進計画とは

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、今後おおむね5年(H25-29年度)にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするもの

2. 現状と課題

《現状》
 ①図書館数 (H20年度) 3,165館 → (H23年度) 3,274館
 ②児童への貸出冊数(年間) (H19年度) 約1億3,420万冊 → (H22年度) 約1億7,956万冊
 ③読解力 (H18年度) 15位/57か国 → (H21年度) 8位/65か国
 《課題》

①学校段階における差が依然として大きい

※不読率 (H24)
 [1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合]
 小学生 4.5%
 中学生 16.4%
 高校生 53.2%

②地域間の取組の差が大きい

※市町村計画策定率(H23年度) 市 71.1% 町 41.0% 村 29.7%
 ※市町村別公立図書館設置率(H23年度) 市 98.3% 町 60.1% 村 25.0%

3. 基本的方針

①家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

- ・家庭、地域、学校が担うべき役割の明確化。
- ・国、地方公共団体、民間団体等が連携を図りながら子どもたちが読書に親しむ機会を提供。

②子どもの読書活動を支える環境を整備

- ・読書環境の地域格差の改善。
- ・読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備。

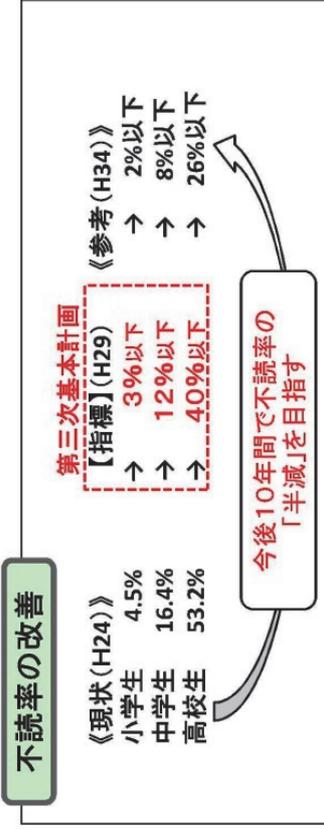
③子どもの読書活動に関する意義の普及

- ・読書活動の意義の普及に努め、社会的機運の醸成を図る。

4. 推進体制等

①国

関係省庁、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を深めるとともに、子どもの読書活動を推進するための関連情報を収集、提供する。



②地域

都道府県・市町村は「子ども読書活動推進計画」を策定する(法第9条)。都道府県は100%の策定率だが、市町村はさらなる策定を目指す。

市町村推進計画の策定率の向上

《現状(H23)》	【指標(H29)】
市 71%	→ 100%
町村 39%	→ 70%以上

③子どもと本をつなぐネットワーク

子どもと本をつなぐ全ての人の連携を促進するため、国、地方公共団体、民間団体が各々の活動内容を充実させ、連携・協力を図る。

第三次子ども読書活動推進基本計画の概要②

5. 子どもの読書活動の推進のための方策

① 家庭

- ◆ 家庭での読書の習慣づけ
 - ・理解の促進
 - ・ブックスタート
(乳児健診時に、読み聞かせ方法の説明・絵本の配本を実施)

④ 民間団体等

- ◆ 読書週間等のキャンペーンの実施
- ◆ 民間団体等の活動支援 (子どもゆめ基金)
- ◆ ボランティアグループ、企業の社会貢献活動

⑤ 普及啓発活動

- ◆ 「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆ 「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆ 優れた取組の奨励
 - ・優れた実践をしている学校、図書館、民間団体、個人を表彰
 - ・家庭ふれあい読書(家読)等の推進
 - ・書評合戦(ビブリオバトル)の推奨
 - ・読書活動を通じた国際交流の推進
- ◆ 優良な図書の普及
 - 児童福祉文化財として推薦される優良図書を図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等に配布

② 地域

- ◆ 図書館の役割と取組
 - ・図書館による読書活動に関する情報提供の推進(全ての図書館でインターネット等を活用した情報提供)
 - ・学校図書館との連携強化
 - ・ボランティア活動の促進(ボランティア登録制度等)
- ◆ 図書館の機能強化
 - ① 公立図書館の整備
 - ・都道府県100%、市98.3%、町60.1%、村25.0%
 - ・未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を考慮し、図書館の設置に努める
 - ② 図書館の資料、施設等の整備・充実
 - ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(告示)(H24年12月)を踏まえ、以下を推進
 - ・移動図書館の活用
 - ・情報化の推進(オンライン閲覧目録(OPAC)等の導入)
 - ・子どもの利用のためのスペース整備(児童室等)
 - ・障害のある子どものための諸条件の整備・充実(点字資料、大活字本、録音資料等)
 - ・運営状況に関する評価等の実施

- ◆ 司書・司書補の適切な配置・研修の充実
- ◆ その他
 - ・「国際子ども図書館」と学校図書館等の連携
 - ・大学図書館の知見や資料の活用
 - ・児童館での読み聞かせやお話会

③ 学校等

- ◆ 幼稚園、保育所、認定こども園
 - 幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備
- ◆ 小学校、中学校、高等学校等
 - ① 学習指導要領
 - 言語に関する能力の育成や人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を充実
 - ② 読書習慣の確立、読書指導の充実
 - ・全校一斉読書活動
 - ・児童生徒による図書紹介
 - ・卒業までの読書目標の設定
 - ・障害のある子ども読書の読書活動の推進

- ◆ 学校図書館の資料、施設等の整備・充実
 - ① 学校図書館図書整備5か年計画
(H24-28年度)
 - ・学校図書館図書標準
単年度約200億円(総額約1,000億円)
 - ・学校図書館への新聞配備
単年度約15億円(総額約75億円)

② 学校図書館図書標準の達成

現状(H23年度末)
小学校 56.8%
中学校 47.5%

↑

学校図書館図書標準の達成

- ◆ 学校図書館の情報化
 - ・コンピュータの整備、図書情報のデータベース化等
- ◆ 司書教諭、学校司書等の人的配置の推進
 - 《学校司書の配置に対する地方交付税措置》
H24年度から単年度約150億円

資料3

宇美町読書ボランティア団体一覧

(五十音順)

団体名	会員数	主な活動場所	活 動 内 容
宇美ワクワクお話し会	4名	まなびや・うみ	ママと赤ちゃんへの読み聞かせ(年4回程度)や高齢の方への読み聞かせ(毎月)などを実施している。
笑顔輝くママの会	17名	うみハピネス	毎月7か月健診時に、町立図書館が実施しているブックスタート事業で、読み聞かせの実演を行っている。
おはなし会 とんとん	7名	町立図書館、宇美東・原田小学校、原田・貴船・柳原保育園	町立図書館で月2回、宇美東小学校で月1回、その他の施設でも定期的に読み聞かせやパネルシアター、 <u>エプロンシアター</u> (*16)などを実施している。
おはなしの森 ピッピ	10名	町内全中学校の子育てサロン、子育て支援センターゆうゆう	中学校の子育てサロンで、月3~4回読み聞かせを実施、ほかに依頼を受け年に数回おはなし会を開催している。
布の絵本製作ボランティア「ポエム」	5名	町立図書館	町立図書館で毎週火曜日に、布の絵本、布の遊具、エプロンシアターなどを制作している。完成した作品は、町立図書館で貸し出されている。
ブックバディス	20名	宇美小学校	宇美小学校の保護者を中心に結成され、月1回宇美小学校の朝の読書で、読み聞かせを実施している。
ママーグース	8名	井野小学校 町内全中学校	井野小学校では、月に1回程度朝の読書で、学期に1回授業で読み聞かせや <u>ブックトーク</u> (*17)などを実施している。中学校では、年に数回朝の読書で、同様の活動を行っている。
読み聞かせの会 「うみほおずき」	11名	町立図書館	町立図書館読書まつりなどで、年2回読み聞かせを実施している。宇美小まつり読み聞かせクラブに参加の他、個人で宇美東小学校朝の読書に参加している。毎月第3土曜日に研修を行っている。

資料4

第2次宇美町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、第2次宇美町子ども読書活動推進計画を策定するため、第2次宇美町子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第2次宇美町子ども読書活動推進計画の策定に関し、必要な調査、検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき教育長が委嘱し、又は任命する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他教育長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成27年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を宇美町教育委員会社会教育課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

- 2 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この告示の施行後最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

資料5

第2次宇美町子ども読書活動推進計画策定委員名簿

	区 分	氏 名	所 属 等
委員長	学識経験者	河 井 律 子	宇美町立図書館協議会 会長
副委員長	小中学校校長会	水 上 栄 一	原田小学校 校長
委 員	学識経験者	安 川 一 馬	宇美町教育委員会 委員長職務代理
//	学識経験者	一 瀬 トシ子	宇美町社会教育委員会議 会長
//	小中学校PTA連合協議会	松 永 豊	宇美町小中学校PTA連合協議会 会長
//	区長会	松 本 純 三	四王寺坂一区 区長
//	子ども会育成会連絡協議会	今 泉 ヨシコ	子ども会育成会連絡協議会 副会長
//	町内保育園・幼稚園	藤 木 智 恵	早見保育園 指導保育士
//	子育て支援団体	川 上 利 香	特定非営利活動法人 宇美こども子育て ネット・う～みん 代表
//	読書ボランティア	福 島 雪 路	読み聞かせの会「うみほおずき」
//	宇美町役場	中 山 直 子	学校教育課 学校教育係長
//	宇美町役場	安 川 なおみ	子育て支援課 保育係長
//	宇美町役場	山 崎 秀 則	健康福祉課健康づくり推進室 主幹
//	宇美町役場	毛 利 周 子	共働のまちづくり課 主査
事務局	宇美町教育委員会	中 西 敏 光	社会教育課長
//	宇美町教育委員会	大久保 雅美	学校教育課指導主事
//	宇美町教育委員会	黒 田 修 三	町立図書館長
//	宇美町教育委員会	下 村 桂 子	町立図書館係長

用語解説

*1 団体貸出（P4）

保育所、幼稚園、学校、地域文庫、読書会等の団体利用者に対して、まとまった冊数の図書館資料を一括して貸し出すこと。

*2 ヤングアダルト（YA）（P4）

児童サービスや一般サービスでは、十分に対応しきれない年齢層のこと。町立図書館では主に中・高校生を対象に、独自の図書資料を集めたコーナーを設置している。また、この年齢層は読書離れや図書館離れが課題となっている。

*3 子ども読書リーダー養成講座（P4）

町内全小学校から募集した子ども読書リーダーを、読書の楽しさや読書を広げる方法などの講座を通して養成する。その後、学んだことを各学校で実習し、読書活動の推進を図る取組。

*4 ブックスタート事業（P5）

赤ちゃんと保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけをつくる運動のこと。本町では、7か月健診に訪れた親子に対して読み聞かせを行い、絵本を無料で手渡している。

*5 親子で読書“にこにこタイム”（P5）

親子に部屋や屋外テラスを開放し、読書を通じたふれあいの場や他の親子と交流の場を提供している。町立図書館で毎月第2・4水曜日に開催し、ボランティアによるおはなし会を盛り込んだ楽しい催しになっている。

*6 ノーメディアタイム（P5）

身の回りに溢れているテレビやゲーム機器、携帯電話、パソコン等に代表される電子メディアを一定期間使用しない時間。

*7 パネルシアター（P5）

付着力のよいパネルに、Pペーパー等で作った絵や図形等を貼ったりのばしたりして展開する物語、歌遊びなどの表現法。

*8 布の絵本（P5）

紙の絵本を布に置き換えて作ったもの。最初は、目の不自由な人が触ったり遊んだりしながら、お話を楽しむために作られたが、今では全ての人々が布の温もりを感じ、日常の生活動作を体験し、お話を楽しむことができるものとなっている。

*9 コミュニティスクール（P6）

学校、保護者、地域の三者で子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める取組。

*10 相互貸借（P7）

図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から資料を借用して利用者に提供すること。

*11 調べ学習コンクール（P7）

「宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」のこと。小・中学生が学校や町立図書館等で調べた学習の成果を作品にして応募し、第一次審査を宇美町内で行う。優秀な作品は（公財）図書館振興財団が主催する全国コンクールに出品される。

*12 ブックリサイクル（P8）

図書資料の有効活用を目的とし、町立図書館で除籍または、保存期間が過ぎた本や雑誌を住民に無料で提供すること。

*13 アウトリーチ（P11）

図書館サービスが行き届きにくい住民に対して、配本サービスや出前の読書講座など一歩踏み込んだサービスを行うこと。

*14 ぶっくりー（P13）

読書の記録や本の紹介カードなど、様々な読書活動のあしあとを記録・保存する読書ファイルのこと。宇美町では全小中学校が独自に工夫した方法で活用を図っている。

*15 キャリア教育（P15）

児童・生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

*16 エプロンシアター（P24）

胸当て式のエプロンを舞台にして、ポケットから取り出した人形や品物をおはなしに合わせてエプロンに貼ったりはずしたり、ポケットに戻したりしながら、子どもたちに興味を抱かせる手法。

*17 ブックトーク（P24）

テーマを決めて、そのテーマに関連する本を5～6冊程度紹介し、それぞれの本のあらすじや著者などについて話し、本に興味を抱かせて読書へのきっかけをつくる手法。

参考文献・引用文献

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」報告書、平成25年2月
- 文部科学省「第三次子ども読書活動推進基本計画」、平成25年5月
- 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」、平成23年1月
- 福岡県教育委員会「福岡県子ども読書推進計画」（改訂版）、平成22年3月
- 宇美町「第1次宇美町子ども読書活動推進計画」、平成22年2月
- 宇美町「第6次宇美町総合計画」、平成27年3月
- 宇美町「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」報告書、平成26年3月
- 毎日新聞社、(社)全国学校図書館協議会「第58回学校読書調査」、平成25年3月
- 図書館の仕事作成委員会「知っておきたい図書館の仕事」(株)エルアイユー、平成15年9月

第2次宇美町子ども読書活動推進計画
～ふみの里 うみっ子読書プラン～

発行日 平成27年3月
発行 福岡県宇美町教育委員会
連絡先 福岡県宇美町教育委員会 社会教育課 図書館係
福岡県糟屋郡宇美町平和1丁目1番2号
TEL 092-932-0600 FAX 092-932-0631